

Vol.1

公的研究費の不正防止等のための
方針と取組

学校法人神奈川歯科大学

平成19年11月

目 次

目 的	2 P
対象となる公的研究費	3 P
第1章 責任体系	5 P
第2章 適正な使用及び不正を防止するため取組	6 P
第3章 不正が発生した場合の対応	9 P
第4章 モニタリング及び監査	10 P

目 的

この「公的研究費の不正防止等のための方針と取組」は、文部科学省により示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日付け18文科科第829号文部科学省科学技術政策局長通知）（以下、「ガイドライン」という。）及び科学研究費補助金の「研究機関使用ルール」等を踏まえ、公的研究費の適正な管理及び使用のために本法人として取組むべき事項を明確にし、機関の内外に周知することで公的研究費の不正使用を防止することを目的とする。

対応する「ガイドライン」

第5節 情報の伝達を確保する体制の確立

競争的資金等の不正への取組みに関する機関の方針及び意思決定手続きを外部に公表する。

対象となる公的研究費

本法人において獲得した以下の競争的資金等

競争的資金等一覧

(1) 文部科学省の競争的資金

- ・科学研究費補助金
- ・科学技術振興調整費
- ・21世紀COEプログラム
- ・キーテクノロジー研究開発の推進
- ・地球観測システム構築推進プラン
- ・原子力システム研究開発事業

(2) 文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金

- ・戦略的創造研究推進事業
- ・先端計測分析技術・機器開発事業
- ・革新技術開発研究事業
- ・独創的シーズ展開事業
- ・産学共同シーズイノベーション化事業
- ・重点地域研究開発推進プログラム
- ・地域結集型研究開発プログラム等

(3) 文部科学省の公募型の研究資金

- ・私立大学学術研究高度化推進事業
- ・都市エリア産学官連携促進事業
- ・知的クラスター創成事業
- ・世界を対象としたニーズ対応型地域研究推進事業
- ・ゲノムネットワークプロジェクト
- ・細胞・生体機能シミュレーションプロジェクト
- ・ライフサイエンス分野の統合データベース整備事業
- ・再生医療の実現化プロジェクト
- ・個人の遺伝情報に応じた医療の実現プロジェクト
- ・がんトランスレーショナル・リサーチ事業 - 革新的ながん治療法等の開発に向けた研究の推進 -
- ・次世代の電子顕微鏡要素技術の開発
- ・知的資産の電子的な保存・活用を支援するソフトウェア技術基盤の構築
- ・X線自由電子レーザー利用推進研究課題
- ・革新的原子力システム技術開発公募

(4) 文部科学省が所管する独立行政法人から配分される公募型の研究資金

- ・地域研究開発資源活用促進プログラム
- ・人道的対人地雷探知・除去技術研究開発推進事業
- ・バイオインフォマティクス推進事業
- ・戦略的国際科学技術協力推進事業
- ・先端研究拠点事業
- ・アジア研究教育拠点事業
- ・アジア・アフリカ学術基盤形成事業

- ・日中韓フォーサイト事業
- ・二国間交流事業（共同研究・セミナー）
*平成19年2月現在（ただし、平成18年度終了事業を除く。）

第1章 責任体系

1. 「最高管理責任者」と職務

神奈川歯科大学及び湘南短期大学の学長は、「最高管理責任者」として競争的資金等の運営・管理について最終責任を負うものとし、「統括管理責任者」(事務局長)が責任を持って、競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮するものとする。また、その職務は、以下の通りとする。

- ・競争的資金等の運営・管理について大学全体を統括する。
- ・不正防止計画を策定し、進捗管理を行う。

2. 「統括管理責任者」と職務

事務局長は、競争的資金等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ「統括管理責任者」として、「最高管理責任者」(学長)を補佐することとする。また、神奈川歯科大学の「統括管理責任者」(事務局長)は、高次口腔科学研究所の「部局責任者」を兼務する。なお、「部局責任者」(事務局長)の職務は、以下の通りとする。

- ・「最高管理責任者」(学長)を補佐し、競争的資金等の運営・管理について実務上の統括を行う。
- ・不正防止計画の実行に対しモニタリングを行い、「最高管理責任者」(学長)に報告する。

3. 責任体系の公表

「最高管理責任者」(学長)及び「統括管理責任者」(事務局長)の職名を機関の内外に公表する。

対応する「ガイドライン」

第1節 機関内の責任体系の明確化

機関全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う者(以下、「最高管理責任者」という。)を定め、その職名を公開する。最高管理責任者は、原則として、機関の長が当たるものとする。

最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者。(以下、「統括管理責任者」という。)を定め、その職名を公開する。

機関内の各部局等(例えば、大学の学部、附属の研究所等、一定の独立した事務機能を備えた組織)における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者(以下、「部局責任者」という。)を定め、その職名を公開する。

最高管理責任者は、統括管理責任者及び部局責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

(2) 不正防止計画の実施

最高管理責任者が率先して対応することを機関内外に表明するとともに、自ら不正防止計画の進捗管理に努めるものとする。

第2章 適正な使用及び不正を防止するための取組

1. 研究者の意識向上と誓約書の提出について

公的研究費を獲得した研究者は、個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、機関による管理が必要であるという原則と精神について認識し、公的研究費の助成条件、使用ルール及び本学の定める事務処理手続きを遵守し、研究費の適正な使用により効率的な研究遂行を図らなければならない。

また、公的研究費を獲得した研究者は、前述の事項等を遵守する旨の誓約書を学長宛に提出するものとする。

対応する「ガイドライン」

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(3) 関係者の意識向上

研究者個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、機関による管理が必要であるという原則とその精神を研究者に浸透させる。

2. 事務処理手続きに関する相談窓口

公的研究費の事務処理手続きに関する機関内外からの相談の受け付け窓口については、以下の通りとする。

科学研究費補助金：総務部研究協力課（外線 046-822-8708）
（内線 2255、2256）

私立大学学術研究高度化推進事業（ハイテクリサーチセンター、オープンリサーチセンター）及びその他の公的研究費

・補助金申請及び実績報告等に関すること：総務部研究協力課（外線 046-822-8708）
（内線 2255,2256）

・予算執行に関すること：神奈川歯科大学 事務部（外線 046-822-8800）
（内線 2200～2202）

湘南短期大学 教学部（外線 046-822-8780）
（内線 2649, 2651,2652）

対応する「ガイドライン」

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(1) ルールの明確化・統一化

競争的資金等に係る事務処理手続きに関するルールについて、以下の観点から見直しを行い、明確かつ統一的な運用を図る。

事務処理手続きに関する機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置し、効率的な研究遂行を適切に支援する仕組みを設ける。

第5節 情報の伝達を確保する体制の確立
競争的資金等の使用に関するルール等について、機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。

3. 発注業務について

科学研究費補助金：1 業者への発注を行う者は、以下のとおりとする。

- (1) 研究支援センターが行う場合
 - ア．備品（金額が15万円（税込み）以上で、一年間以上利用するもの）
 - イ．契約金額が50万円（税込み）以上の場合
 - (2) 研究者による発注を認める場合
 - ア．前号以外の場合
 - イ．研究遂行上、緊急を要する場合
- 2 研究代表者が、湘南短期大学に所属している場合の発注については、別に定める。

（「学校法人神奈川歯科大学科学研究費補助金事務取扱要領」第12条「発注」）

その他の公的研究費：1 業者への発注を行う者は、以下のとおりとする。

- (1) 研究支援センターが行う場合
 - ア．備品（金額が15万円（税込み）以上で、一年間以上利用するもの）
 - イ．契約金額が50万円（税込み）以上の場合
- (2) 研究者による発注を認める場合
 - ア．前号以外の場合
 - イ．研究遂行上、緊急を要する場合

4. 検収業務について

- 科学研究費補助金：1 物品の検収は、原則として研究支援センターが行う。
- 2 契約金額が100万円以上の備品の場合は、検査調書を作成する。
 - 3 研究代表者が、湘南短期大学に所属している場合の検収については、別に定める。

（「学校法人神奈川歯科大学科学研究費補助金事務取扱要領」第13条「物品の検収」）

その他の公的研究費：原則として研究支援センターが行う。

対応する「ガイドライン」

第4節 研究費の適正な運営・管理活動
発注・検収業務について当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営する。

5. 不正防止計画の推進

学校法人神奈川歯科大学研究活動における不正行為に対するガイドライン策定委員会において公的研究費の不正防止計画の策定し、実施していくものとする。

対応する「ガイドライン」

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施研究機関全体の観点

(2) 不正防止計画の実施

研究機関全体の観点から不正防止計画の推進を担当する者又は部署（以下、「防止計画推進部署」という。）を置く。

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

(2) 不正防止計画の実施

最高管理責任者が率先して対応することを機関内外に表明するとともに、自ら不正防止計画の進捗管理に努めるものとする。

6. 通報（告発）窓口

公的研究費の不正使用について、機関内外からの告発を受け付ける窓口は、以下のとおりとする。

学校法人神奈川歯科大学総務部総務課

所在地 〒238-8580 神奈川県横須賀市稲岡町8番地

電話(外線) 046-822-8751 (直通)

電話(内線) 2234

E-mail kokuhatsu1@kdcnet.ac.jp

対応する「ガイドライン」

第5節 情報の伝達を確保する体制の確立

機関内外から通報（告発）窓口を設置する。

第3章 不正が発生した場合の対応

1. 不正に係る調査

公的研究費の不正使用に関する告発があった場合は、「学校法人神奈川歯科大学公的研究費の不正に係る調査の手続き等に関する規程」に基づき調査等を行うものとする。

対応する「ガイドライン」

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(4) 調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

不正に係る調査の手続き等を明確に示した規程等を定める。

不正に係る調査に関する規程等の運用については、公正であり、かつ透明性の高い仕組みを構築する。

第5節 情報の伝達を確保する体制の確立

不正に係る情報が、最高管理責任者に適切に伝わる体制を構築する。

2. 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針について

不正な取引に関与した業者に対しては、「学校法人神奈川歯科大学固定資産及び物品調達規程」に則り、一定期間もしくは無期限、取引を行わないものとする。

対応する「ガイドライン」

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定める。

第4章 モニタリング及び監査

1. モニタリング及び監査体制について

適正な事務処理の執行を行うため、事務局長及び基礎系、臨床系より各1名に加え本学経理担当者によるモニタリング及び内部監査を不定期に行うこととする。なお、事務局長はその報告結果について学長に報告し、学内に周知を図ることとする。

対応する「ガイドライン」

第6節 モニタリングの在り方

競争的資金等の適正な管理のため、機関全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備する。

この「公的研究費の不正防止等の方針と取組」の改廃は、学校法人神奈川歯科大学研究活動における不正行為に対するガイドライン策定委員会の議を経て、理事会の承認を得るものとする。